

一人親方労災保険 RJC 災害発生報告書

氏名				整理番号				
生年月日	昭・平	年	月	日生				
職種	工事業			携帯電話	() -			
住所	〒 - 都・道・府・県							
災害の区分1	労災事故・通勤災害			災害の区分2	交通事故 (ではない・です)			
災害発生日	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃							
工事名称								
工事所在地								
現認者※	氏名：		役職：		会社名：			
※ 現認者とは、最初に災害発生の実事の報告を受けた現場監督や、同じ現場で働いていた人で、災害発生の実事を確認した方のことです。一人での作業や交通事故などで現認者がいない場合は、その旨を当団体にご連絡ください。								
災害発生状況	どこで (現場など)							
	何をしているとき							
	どうしてケガした							
	どこを負傷した							
	負傷後、どうした		仕事を中断し病院に行った ・ 仕事を最後まで続けた					
通勤の経路等 通勤災害の場合は、 ご記入ください。		災害の発生したその日に住居 (現場) を離れた時刻 → 午前・午後 時 分頃						
		災害の発生したその日の就業開始 (終了) の時刻 → 午前・午後 時 分頃						
		住居 (現場) から現場 (自宅) までの経路を google MAP や Yahoo MAP に記入し、この用紙と一緒に FAX 送信して下さい。						
交通事故	警察に事故の届出あり・なし (理由；)							
	相手方氏名；				電話番号 ()			
	相手方住所；							
災害発生の原因	不注意・勘違い・不慣れ・体調不良・睡眠不足・故意 その他 ()							
ケガの程度	通院； () 日程度・入院； () 日程度・自宅療養； () 日程度							
受診した病院 受診日 (月 日)	病院名；		電話番号 ()					
		住所；						
		転院の有無： 転院なし ・ 転院する 薬局： 院内 ・ 院外						

ご記入後、 月 日 () までに FAX 送信してください
一人親方労災保険 RJC FAX 03-6831-2752

記入に当たっての注意事項

氏名											
生年月日	昭・平	年	月	日生							
職種	工事業		携帯電話	()	-						
住所	〒 - 都・道・府・県										
災害の区分1	労災事故・通勤災害			災害の区分2	交通事故 (ではない・です)						
災害発生日	令和	年	月	日	()	午前・午後	時	分	頃		
工事名称	工事名称、工事所在地、現認者が未記入の場合、労災請求はできません。必ずご記入ください。										
工事所在地											
現認者※											
※ 現認者とは、最初に災害発生の事実の報告を受けた現場監督や、同じ現場で働いていた人で、災害発生の事実を確認した方のことです。一人での作業や交通事故などで現認者がいない場合は、その旨を当団体にご連絡ください。											
災害発生状況	どこで (現場など)										
	何をしているとき										
	どうしてケガした										
	どこを負傷した										
	負傷後、どうした	仕事を中断し病院に行った ・ 仕事を最後まで続けた									
通勤の経路等 通勤災害の場合は、 ご記入ください。	災害の発生したその日に住居 (現場) を離れた時刻 → 午前・午後 時 分頃 災害の発生したその日の就業開始 (終了) の時刻 → 午前・午後 時 分頃 住居 (現場) から現場 (自宅) までの経路を google MAP や Yahoo MAP に記入し、 この用紙と一緒に FAX 送信して下さい。										
交通事故	警察に事故の届出あり・なし (理由 ;)										
	相手方氏名 ;	電話番号 ()									
	相手方住所 ;										
災害発生の原因	不注意・勘違い・不慣れ・体調不良・睡眠不足・故意 その他 ()										
ケガの程度	通院 ; () 日程度・入院 : () 日程度・自宅療養 ; () 日程度										
受診した病院 受診日 (月 日)	病院名 ; 電話番号 () 住 所 ; 転院の有無 : 転院なし ・ 転院する 薬局 : 院内 ・ 院外										

ご記入後、 月 日 () までに FAX 送信してください
 一人親方労災保険 RJC FAX 03-6831-2752

一人親方労災保険 RJC 「災害発生報告書」を書く前に

最初に必ずご確認ください。

1. 建設工事（土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊もしくは、解体またはその準備）の際にケガをされた場合のみ一人親方労災保険の給付の対象となります。
2. 労災保険の補償を受けるためには、労災事故であることを医師等に証明していただくことが必要です。
3. 労災保険の給付の判断は一人親方労災保険 RJC ではなく、管轄労働基準監督署長です。

1. 建設業とは

建設業とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、“建設工事の完成”を“請け負う”営業をいいます。

※「建設工事」に該当しないもの

保守点検、維持管理、除草、草刈、伐採、除雪、融雪剤散布、測量、墨出し、地質調査、樹木の剪定、庭木の管理、造林、採石、調査目的のボーリング、施肥等の造園管理業務、造船、機械器具製造・修理、機械の賃貸、宅地建物取引、建売住宅の販売、浄化槽清掃、ボイラー洗浄、側溝清掃、コンサルタント、設計、リース、資材の販売、機械・資材の運搬、保守・点検・管理業務等の委託業務、物品販売、清掃、人工出し、解体工事で生じた金属等の売却収入、JV の構成員である場合のその JV からの下請工事、自社建物の建設、その他建設工事に該当しない作業等

2. 補償の対象となる範囲

業務災害または通勤災害を被った場合のうち、一定の要件を満たすときに労災保険から給付が行われます。

イ) 業務災害

保険給付の対象となる災害は一定の業務を行っていた場合に限られています。

次に該当する場合は保険給付を受けることができます。

・建設業の一人親方等

ア 請負契約に直接必要な行為を行う場合

イ 請け負う工事現場における作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合

ウ 請負契約に基づくものであることが明らかな作業を自家内作業場において行う場合

エ 請負工事に関する機械や製品を運搬する作業（手工具類程度のものを携行して通勤する場合を除く）およびこれに直接附帯する行為を行う場合

オ 突発事故（台風、火災など）により予定外に緊急の出勤を行う場合

ロ) 通勤災害

通勤災害については、一般の労働者の場合と同様に取り扱われます。

〔労災保険法上の通勤とは〕

「通勤災害」とは、通勤により被った負傷、疾病、障害または死亡をいいます。この場合の「通勤」とは、就業に関し、①住居と就業の場所との間の往復 ②就業の場所から他の就業の場所への移動 ③赴任先住居と帰省先住居との間の移動を、合理的な経路および方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとしています。これらの移動の経路を逸脱・中断した場合は、その逸脱・中断の間およびその後の移動は通勤となりません。ただし、その逸脱・中断が、日常生活上必要な行為であって日用品の購入などをやむを得ない事由により最小限度の範囲で行う場合は、合理的な経路に戻った後の移動は「通勤」となります。

3. 費用について

(ア) 脱退後の請求について

当団体は、脱退された方への労災保険給付に関する諸手続きに関しましては、次の通りとさせていただきます。

- ① 療養（補償）給付たる療養の給付請求書など1請求用紙毎に 3,300 円（消費税等非課税）の手続き会費が発生します。
- ② 休業（補償）給付支給請求書につきましては1か月毎の請求となり、1請求毎に 3,300 円（消費税等非課税）の手続き会費が発生します。なお、2か月以上の数か月分の請求を1請求書で行う場合は、請求期間の月数×3,300 円（消費税等非課税）の手続き会費が発生します。

(イ) 第三者行為災害に係る手続について

第三者行為災害にかかる手続きについては、手続き会費 33,000 円が必要です。

4. 書類を返送していただく際の注意事項

(ウ) 厚生労働省からの不正受給防止に関する指導により、次の書類のいずれかを FAX 送信後、労災関係書類に同封して送付してください

- ① 書類返送時に運転免許証の写し（表裏）、パスポート、在留カード（表裏）、個人番号カード（表裏）の写しなど
- ② 顔写真のない場合は、国民健康保険被保険者証+年金手帳または年金証書など

※ ご不明な点がございましたら、

http://www.post.japanpost.jp/service/fuka_service/honnin/ichiran.html でご確認
いただくか、またはお電話ください。

5. その他

(エ) 労災保険の請求手続をされない場合は、お手数ですが必ずご連絡ください。

(オ) 労災保険の請求手続は、社会保険労務士法により社会保険労務士以外の第三者に依頼することは禁じられております。また、当団体は、団体が労災手続をすることが定められております。